

第110回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

場所

国民會館住友生命ビル12階

武藤記念ホール

大阪市中央区大手前2丁目1番2号

※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご留意いただき、本年は、株主総会へのご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使をご推奨申し上げます。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第110回定時株主総会 招集ご通知	1
----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役5名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	10
第4号議案 取締役および監査役の 報酬額改定の件	11

添付書類

事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

議決権行使期限

書面またはインターネット等による議決権行使期限
2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

※機関投資家の皆様につきましては、株式会社「CJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会当日のお土産について

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、昨年より取りやめとさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

タイフホウホールディングス株式会社

証券コード 3107

大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号
ダイワハウスホールディングス株式会社
代表取締役社長 西村幸浩

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時** 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
- ② 場 所** 大阪市中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
※株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、昨年より取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ③ 目的事項**
- 報告事項**
- 第109期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 会計監査人および監査役会の第109期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

④ 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面およびインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

ご来場の自粛検討のお願い

本年度の株主総会においては、規模の縮小や所要時間の短縮など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限努めたくて開催をしております。株主の皆様も感染予防の観点からご来場についてはお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

＜ご来場される株主の皆様へ＞

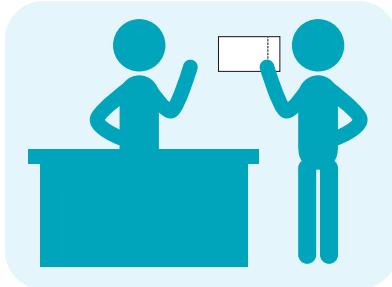
会場内でのマスクの着用やアルコール消毒液の使用等にご協力をいただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りいただく場合がございますので、予めご了承ください。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、対応内容を変更する場合がございますことをご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会ご出席



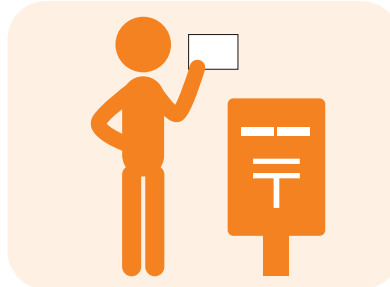
開催日時

**2020年6月26日（金曜日）
午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

ご 推 奨

書面で議決権を行使

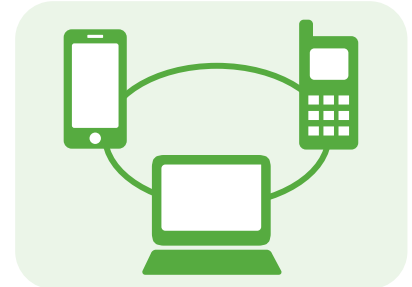


行使期限

**2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネット等で
議決権を行使



行使期限

**2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分受付分まで**

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ（議決権電子行使プラットフォームについて）

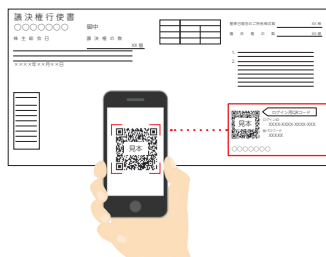
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

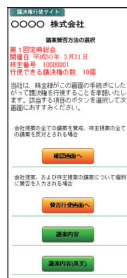
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



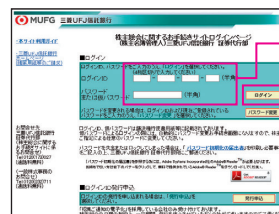
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

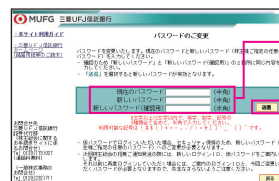
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動全般が制約を受けるなか、景気の先行きは国内外ともに下振れリスクが懸念されております。このような状況下において、収益確保と持続的成長を維持していくためには、不時の資金需要や投資に備え、かつ来期以降も安定的な利益配当を継続するべく、内部留保資金の確保が必要であると認識しております。

当期の剰余金の処分につきましては、上記を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金160円 総額3,076,672,960円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	<div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">再任</div> にしむらゆきひろ 西村幸浩	代表取締役社長 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役
2	<div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">再任</div> ありちくにひこ 有地邦彦	代表取締役専務取締役 事業統括、グループ本社担当 ダイワボウ情報システム株式会社 監査役 大和紡績株式会社 監査役 株式会社オーエム製作所 監査役
3	<div style="display: inline-block; background-color: #FF9933; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">新任</div> たつみとしひろ 辰巳敏博	ダイワボウ情報システム株式会社 常務取締役 管理本部長
4	<div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="display: inline-block; background-color: #4B4B99; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="display: inline-block; background-color: #99CC66; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">独立役員</div> どひけんいち 土肥謙一	取締役
5	<div style="display: inline-block; background-color: #0070C0; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="display: inline-block; background-color: #4B4B99; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="display: inline-block; background-color: #99CC66; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px 5px;">独立役員</div> なかむらかずゆき 中村一幸	取締役

候補者番号

1

にしむら ゆきひろ

西村 幸浩

再任

1961年 6月14日生

所有する当社株式の数 3,900株
在任期間 3年
取締役会の出席状況 17回/17回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1985年 4月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社
 2006年 6月 同社取締役
 2012年 4月 同社常務取締役
 2012年 6月 当社常務執行役員
 2015年 6月 当社ITインフラ流通事業副統括を委嘱
 2017年 6月 当社取締役常務執行役員
 当社グループ本社担当を委嘱
 当社人事総務室、法務コンプライアンス室担当を委嘱
 ダイワボウ情報システム株式会社取締役
 現在に至る

2018年 4月 当社財務管理室担当を委嘱
 2018年 6月 当社取締役専務執行役員
 2019年 4月 当社IT業務改革室、IR・広報室担当を委嘱
 2019年 6月 当社東京事務所、秘書室、監査室担当を委嘱
 2020年 4月 当社代表取締役社長に就任
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2017年以降当社の人事総務室、法務コンプライアンス室、財務管理室担当、IT業務改革室、IR・広報室、東京事務所、秘書室、監査室を担当し、2020年からは当社の代表取締役社長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

ありちくにひこ

有地 邦彦

再任

1965年 2月11日生

所有する当社株式の数 1,600株
在任期間 2年
取締役会の出席状況 17回/17回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 当社へ入社
 2016年 6月 当社経営企画室長
 2017年 6月 当社執行役員
 当社関連事業統括を委嘱
 当社経営企画室担当を委嘱
 当社経営企画室長を委嘱
 大和紡績株式会社取締役
 2018年 6月 当社取締役常務執行役員
 2019年 6月 当社知的財産室担当を委嘱
 2020年 4月 当社代表取締役専務取締役に就任
 現在に至る
 当社事業統括、グループ本社担当を委嘱
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム株式会社 監査役
大和紡績株式会社 監査役
株式会社オーエム製作所 監査役

取締役候補者とした理由

入社以来、主に繊維事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、またグループにおける繊維事業会社の取締役として経営に携わり、2017年以降当社の関連事業統括、経営企画室、知的財産室を担当し、2020年からは当社の代表取締役専務取締役を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

たつ み としひろ

辰巳 敏博

新任

1955年 9月13日生

所有する当社株式の数 2,400株

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1985年 3月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社
2004年 10月 同社財務部長
2007年 6月 同社取締役 財務部・事業管理部担当兼財務部長を委嘱
2011年 6月 当社執行役員 グループ本社副担当を委嘱
2017年 4月 ダイワボウ情報システム株式会社取締役 法務・CSR室、財務部、事業管理部担当を委嘱
2017年 6月 当社常務執行役員 グループ本社副担当を委嘱
ダイワボウ情報システム株式会社取締役 管理本部長兼東京支社長を委嘱
2019年 6月 同社常務取締役 管理本部長を委嘱
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム株式会社 常務取締役 管理本部長

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム株式会社へ入社以来、長年にわたる管理部門全体の豊富な業務経験と高い見識を有しております。2007年から同社の取締役、2011年からは当社の執行役員を務めており、その経験や知見を職務に活かせると判断し、新たに取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

ど ひ けんいち

土肥 謙一

再任

社外

独立役員

1950年 1月28日生

所有する当社株式の数 500株

在任期間 4年

取締役会の出席状況 17回/17回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

- 1973年 4月 住友商事株式会社へ入社
2004年 4月 住商テキスタイル株式会社
(現株式会社スミテックス・インターナショナル)
代表取締役社長
2007年 8月 住商モンブラン株式会社代表取締役社長
2016年 6月 当社取締役 (社外)
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

他の会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としてしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

な か む ら か ず ゆ き

中村 一幸

再任

社外

独立役員

1948年 6 月28日生

所有する当社株式の数 300株

在任期間 2年

取締役会の出席状況 17回/17回(100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1971年 4月 三菱電機株式会社へ入社
2006年 4月 同社常務執行役
2009年 4月 同社代表執行役専務
2010年 4月 同社代表執行役副社長
2018年 6月 当社取締役（社外）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

他の上場会社における経営者として
培われた豊富な経験および幅広い見
識を、当社の経営および財務運営に
反映していただくため、引き続き社
外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 西村幸浩氏は、2020年6月25日付でダイワボウ情報システム株式会社取締役を退任予定であります。
 3. 取締役候補者 辰巳敏博氏は、2020年6月25日付でダイワボウ情報システム株式会社常務取締役管理本部長を退任予定であります。
 4. 土肥謙一、中村一幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 当社は土肥謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、株式会社スミテックス・インターナショナルおよび住商モンブラン株式会社は当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 6. 当社は中村一幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、三菱電機株式会社は当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 7. 土肥謙一氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
 8. 中村一幸氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 9. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第24条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、土肥謙一、中村一幸の両氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。土肥謙一、中村一幸の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化および充実を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

おのまさや
小野 正也

新任

1963年3月30日生

所有する当社株式の数 900株

■ 略歴、当社における地位

1990年 5月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社
2015年12月 同社監査室長
2019年 4月 当社監査室長
現在に至る

監査役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム株式会社へ入社以来、主にITインフラ流通事業の多様な分野で業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2015年から同社の監査室長、2019年からは当社の監査室長を務め、監査に関する業務経験を重ねてきており、業務全般に関する相当程度の知見を有していることから、新たに監査役候補者となりました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役に支給する報酬の上限金額は、1998年6月26日開催の第88回定時株主総会において月額1,100万円以内（年額換算1億3,200万円以内）として、また、当社の監査役に支給する報酬の上限金額は、2008年6月27日開催の第98回定時株主総会において月額450万円以内（年額換算5,400万円以内）として、それぞれご承認をいただき今日に至っております。

今般、当社は、2020年4月より2020年代の新たな成長戦略に向けた、より一層の効率的で機動的な経営体制の構築のため、執行役員制度の廃止および取締役と子会社取締役の兼任廃止を柱とした経営体制の改革を図っております。これに伴い取締役の報酬についても、執行役員報酬を廃止し、かつ兼任先であった子会社からの取締役、使用人報酬を打ち切る一方で、これまでの報酬水準を維持するかたちで、現行の上限金額の範囲にて一部見直しを実施いたしております。

しかし、経済情勢や経営環境が大きく変化し、取締役および監査役の責務が増大するなか、取締役にについては、今後も優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準とし、また職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇を実現するためには、将来的に現行の上限金額では不足が生じ、機動的な運用が困難になると想定しております。監査役については、新たな経営体制の構築に伴い、監査業務が増大し、監査領域も広がっていくことが想定されること等を踏まえた報酬額とする必要がございます。これらの事情を鑑みまして、取締役および監査役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

つきましては、取締役に支給する報酬の上限金額を月額による定めから年額による定めへ改め、取締役（社外取締役を除く）に対しては、取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高め、当社業績のさらなる向上に資するため、基本報酬（固定報酬）に加えて、当社が定める単年度の連結営業利益、連結純利益、ROE等の目標値に対する達成度合等に応じて基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて変動する業績連動型報酬（賞与）を支給することといたしたいと存じます。

基本報酬（固定報酬）の上限金額については年額2億3,700万円以内（うち社外取締役分は年額3,600万円以内）、新たに設ける業績連動型報酬（賞与）につきましては年額9,100万円以内（社外取締役を除く）と改定させていただきたいと存じます。基本報酬（固定報酬）と業績連動型報酬（賞与）の割合は、概ね3対1と設定いたします。

業績連動型報酬額（賞与）の算定方法につき、業績を図る指標として連結業績を用いますのは、当社は純粋持株会社であり、当社取締役は当社連結子会社を含むグループ全体の業績を向上させる役割を担っており、連結業績により評価することが適当と考えるからであります。

社外取締役の報酬につきましては、客観的、独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみといたします。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

今後、取締役の基本報酬（固定報酬）および業績連動型報酬（賞与）の各取締役への支給額については、報酬決定手続の客観性・透明性を確保するため、本議案にてご承認いただく報酬限度額の範囲内で、本総会終了後の取締役会にて設置決議予定の代表取締役と社外取締役で構成する報酬委員会における審議および答申を経て、取締役会で決定いたします。

また、現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」を原案どおりご承認いただけますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）となります。

監査役に支給する報酬の上限金額につきましても、月額による定めから年額による定めに改め、年額5,760万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、監査役の報酬は、経営を監督・監査するという役割に鑑み、現行どおり基本報酬（固定報酬）のみといたします。監査役の個別の報酬額は、本議案にてご承認いただく報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。

また、現在の監査役の員数は3名ですが、第3号議案「監査役1名選任の件」を原案どおりご承認いただけますと、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）となります。

以 上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

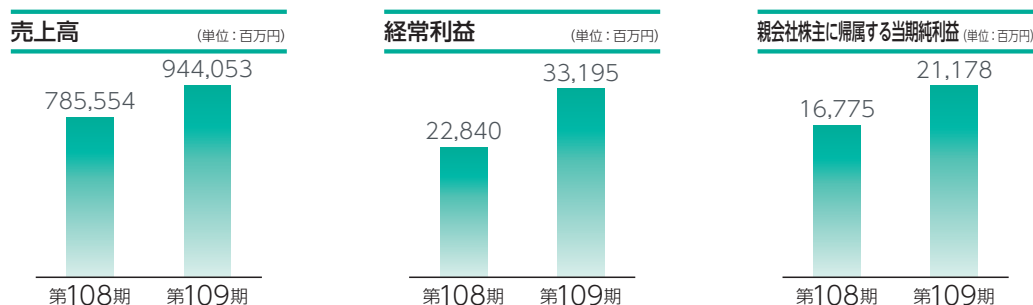
(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調な企業収益を背景に個人消費と設備投資が底堅く推移するなど国内需要に牽引され、景気は緩やかな回復基調を辿っておりましたが、第4四半期に入り新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益や個人消費が弱含みに転ずるなど、一転して厳しい局面を迎えました。

当社グループを取り巻く環境は、IT業界ではWindows 7サポート終了に伴う更新需要に加え、働き方改革における労働環境整備に伴い企業のIT投資が好調に推移する一方、繊維業界ではインバウンド需要の減退もあり市況が低迷し、産業機械業界でも米中貿易摩擦の影響から設備投資に慎重さが増すなどの逆風もありましたが、全体としては順調な状況で推移いたしました。

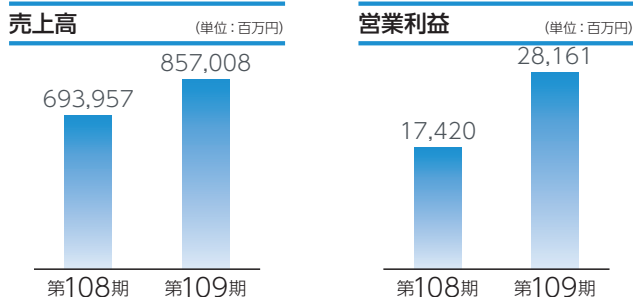
このような環境において、ITインフラ流通事業では、地域密着営業のもとパソコン・モバイルデバイスなどの端末にこだわった販売や、メーカー、販売パートナーとの協業により周辺機器やソフトウェアを含めた複合提案の推進に注力してまいりました。繊維事業では、「ファイバー戦略」を基軸とし、素材開発をベースとした機能性素材や独自素材を中心に開発提案型営業を強化する一方で、海外拠点との連携を図り、収益の拡大に取り組んでまいりました。産業機械事業では、顧客満足度の向上を目指した技術提案力の強化やサービスの拡充を図るとともに、国内外の展示会に積極的に出展するなど、受注獲得に努めてまいりました。

その結果、当期の連結業績につきましては、売上高は9,440億5千3百万円（前期比1,584億9千9百万円増）、経常利益は331億9千5百万円（前期比103億5千4百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は211億7千8百万円（前期比44億3百万円増）となりました。



事業別の状況は次のとおりであります。

ITインフラ流通事業



法人向け市場では、パソコンの更新需要に加えて、リモートワーク、TV会議活用等の生産性向上や労働環境整備のためのIT投資が活況となるなか、全国各地の営業拠点を活用した地域密着営業を推し進めた結果、製造業・サービス業を中心とした企業向けや学校教育の情報化を推進する文教向けならびに官公庁向けの需要を的確に捉え、主力商品であるパソコンの販売台数が前期を大幅に上回りました。また、パソコン・モバイルデバイスなどの端末を中心とした複合提案の強化も実を結び、周辺機器やソフトウェア、モニタの販売も増加しました。

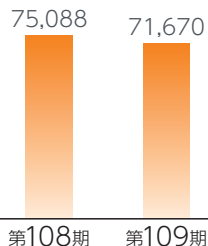
一方、個人向け市場でも、パソコンの更新需要が高まるとともに、小学校のプログラミング学習必修化やeスポーツの盛り上がりもあるなか、各メーカーや量販店との連携により顧客ニーズに合わせた市場開拓に取り組んだ結果、パソコンやソフトウェアの販売は好調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は8,570億8百万円(前期比23.5%増)、営業利益は281億6千1百万円(前期比61.7%増)となりました。

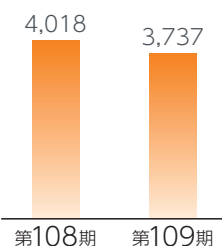
繊維事業



売上高 (単位:百万円)



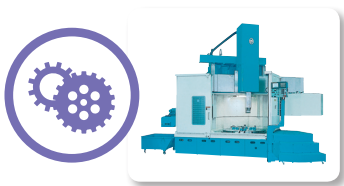
営業利益 (単位:百万円)



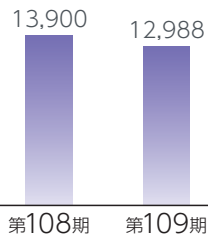
合織・レーヨン部門では、除菌・制汗関連製品の販売が増加しましたが、コスメ用不織布や不織布用レーヨンの収益が低迷しました。産業資材部門では、フィルターや建築資材などの機能性資材の販売は好調に推移しましたが、テントなどの重布は振るいませんでした。また、衣料製品部門では、インバウンド需要の減退により売上が減少し、暖冬の影響を受け苦戦を強いられましたが、機能性商材の受注が増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は716億7千万円（前期比4.6%減）、営業利益は37億3千7百万円（前期比7.0%減）となりました。

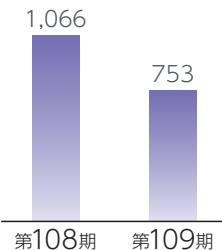
産業機械事業



売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



工作機械部門では、主力の立旋盤について、航空機・鉄道・金属素材分野を中心に受注促進に努めましたが、米中貿易摩擦に起因した顧客の設備投資への慎重な姿勢から成約まで時間を要するなど、収益面では厳しい状況が続きました。自動機械部門では、医薬品・食品・製菓などの幅広い業界から、省人化、効率化による設備投資のニーズがあり、利益面では改善しました。

以上の結果、当事業の売上高は129億8千8百万円（前期比6.6%減）、営業利益は7億5千3百万円（前期比29.4%減）となりました。

(注) 当社は、2019年4月1日付で人員を増員し、グループ運営およびガバナンス体制について、より一層の強化を図っております。この管理体制の変更に伴い、事業区別の利益について第109期より事業区別の業績を適切に反映させるため、当社の本部費用等の配賦方法を変更しております。なお、上記における第108期の事業区別の営業利益については、変更後の算定方法に基づき算出した金額を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、ITインフラ流通事業における基幹情報システムの強化を中心に、投資金額は38億9千8百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

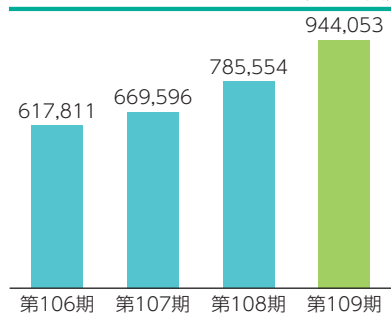
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は130億円で、当期末の実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

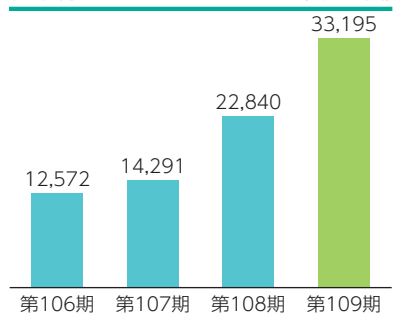
区 分	第106期 (2017年3月期)	第107期 (2018年3月期)	第108期 (2019年3月期)	第109期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	617,811	669,596	785,554	944,053
経 常 利 益 (百万円)	12,572	14,291	22,840	33,195
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,469	10,531	16,775	21,178
1株当たり当期純利益	391円53銭	548円72銭	872円35銭	1,101円37銭
総 資 産 (百万円)	259,531	286,029	335,888	328,813
純 資 産 (百万円)	63,903	73,148	87,191	104,741
1株当たり純資産額	3,308円75銭	3,764円33銭	4,492円56銭	5,400円55銭

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第108期の期首から適用しており、第107期に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。また、自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75,498口)が所有する当社株式を含めております。なお、2017年10月をもって従業員持株ESOP信託は終了しております。
3. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第106期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

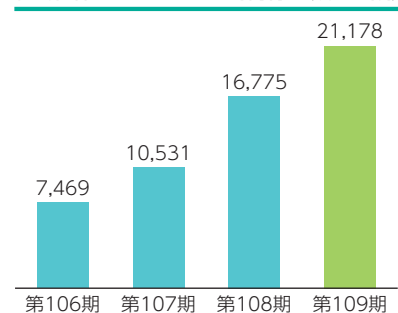
売上高 (単位:百万円)



経常利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各国・地域における経済活動が大きく制約されているなか、海外経済の減速から輸出や生産の低迷が続き、回復基調にあった国内需要も雇用・所得環境や企業収益が悪化し個人消費や設備投資の落ち込みにより、極めて厳しい状況が続くものと推察しております。

このような状況下、当社グループは2018年4月からスタートさせた中期経営計画「イノベーション21」第三次計画の最終年度を迎えるに当たり、当社は純粋持株会社として「グループ戦略の立案」「グループ経営資源の最適配分」「グループ業務執行の監督」に機能を特化する一方で、各事業会社に「業務執行の権限と責任」を委譲することにより、2020年代の新たな成長戦略に向けた、効率的で機動的な経営体制への改革を図りました。また、今年度は事業方針として、「リーディングカンパニーとして更なる高みへの挑戦」「持続的発展に向けた成長ドライバーの創出」「たゆまぬ変革による高効率経営の追求」を掲げ、社会構造の変化に果敢に挑戦し、グループの成長戦略を推し進め、連結企業価値の向上に努めてまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、Windows 7サポート終了に伴う更新需要の反動減や新型コロナウイルス感染症に伴うサプライチェーンへの影響などが懸念されるなか、パソコン・タブレット・スマートフォンを重点ITデバイスと位置づけ、ディストリビューターとして、端末にこだわったビジネスに引き続き注力してまいります。また、危機管理対策や働き方改革により需要が拡大するテレワークや、政府による小中学生に1人1台パソコンを配備する「GIGAスクール構想」が打ち出された文教市場を成長分野と捉え、メーカーや販売パートナーとの協業体制を強化し、需要獲得に努めてまいります。さらに、ソフトウェアのクラウド化が進展するなか、継続課金型（サブスクリプション）ビジネスについて、サービスの充実やサポート体制を一層強化し、全国各営業拠点を活用した地域密着営業の推進により、普及拡大に取り組んでまいります。

繊維事業においては、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営やSDGs（持続可能な開発目標）を事業運営の基本に据え、グループ結束力の強化により、独自素材・加工を活用した「ファイバー戦略」を推し進めてまいります。合繊・レーヨン部門では、衛生材料用途やコスメ関連について機能向上に注力するとともに、生分解性機能を活かして環境に配慮した開発品の提案に取り組んでまいります。また、産業資材部門では、5G（第5世代移動通信システム）の普及に向け、フィルターの拡販を図る一方、戦略素材については海外拠点を活用した地産地消ビジネスを推進してまいります。さらに、衣料製品部門では、機能性素材を中心とした開発提案型営業をベースにコスト競争力のある海外拠点の有効活用を図るとともに、ブランド製品における新規ブランドの立ち上げや新規販路の開拓により、収益性の向上に努めてまいります。

産業機械事業においては、工作機械業界の受注環境は不透明な様相にありますが、生産設備の増強や技術提案力の向上により、顧客対応の迅速化とソリューション型ビジネスの深耕に注力し、高収益体制の確立を図ってまいります。また、播磨テクニカルセンターの活用やサービス体制の拡充により、顧客へのアフターサービスの充実を図り、事業競争力の強化に努めてまいります。さらに、顧客ニーズへの対応やAI・IoTを活用した商品開発について、人材育成による技術力の強化やグループ連携・産学共同研究などの戦略的アライアンスを継続して推進することにより、新規事業の創造に取り組んでまいります。

また、当社はコーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しており、グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実とより最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、なお一層の自己変革に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率(%)	主要な事業内容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
大和紡績株式会社	100	100.0	株式または持分の保有による事業活動の支配、管理
株式会社オーエム製作所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ダイワボウノイ株式会社	100	100.0	繊維製品の製造、販売
ダイワボウプログレス株式会社	100	100.0	産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売
ダイワボウポリテック株式会社	310	100.0	合繊綿・不織布の製造、販売
カンボウプラス株式会社	1,020	100.0	綿・化合織布等の染色、樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	1,200	100.0	レーヨン綿・レーヨン糸の製造、販売
ダイワボウアドバンス株式会社	80	100.0	衣料品の販売
大和紡観光株式会社	50	100.0	ホテル業
ダイワボウエステート株式会社	30	100.0	不動産の賃貸借、管理
株式会社オーエム機械	100	100.0	自動機械の製造、販売
大和紡績香港有限公司	5,000千HKドル	100.0	繊維製品等の販売促進、販売
蘇州大和針織服装有限公司	(出資金) 5,498千USドル	76.7	衣料品の製造、販売
大和紡工業(蘇州)有限公司	(出資金) 8,500千USドル	100.0	衣料品の製造、販売
ダイワボウ・ガーマント・インドネシア	2,350千USドル	85.1	衣料品の縫製
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	3,300千USドル	80.0	産業用織物の製造、販売
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	12,125千USドル	100.0	不織布の製造、販売

- (注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、大和紡観光株式会社、ダイワボウエステート株式会社、大和紡績香港有限公司の議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
3. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
4. 大和紡工業(蘇州)有限公司の議決権比率は、当社保有割合およびダイワボウアドバンス株式会社の所有に係る間接保有割合の合計を記載しております。
5. ダイワボウ・ガメント・インドネシアの議決権比率は、ダイワボウノイ株式会社の所有に係る間接保有であります。
6. ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアの議決権比率は、ダイワボウポリテック株式会社の所有に係る間接保有であります。
7. 大和紡績株式会社とダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウエステート株式会社、ダイワボウアソシエ株式会社は、2020年4月1日付で大和紡績株式会社を存続会社、ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウエステート株式会社、ダイワボウアソシエ株式会社の5社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
8. 大和紡績株式会社は、2020年4月1日付で資本金を310百万円に増資するとともに、主要な事業内容に、繊維製品の製造、販売をはじめとする、上記の消滅会社各社の事業内容を加えております。
9. 大和紡績株式会社は、2020年4月30日付で資本金を3,545百万円に増資しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市北区中之島3丁目2番4号	42,736百万円	110,776百万円

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
ITインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
繊維事業	化合繊綿、不織布製品、産業資材関連製品、ゴム製品、織物、編物、二次製品の製造販売業
産業機械事業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業
その他事業	ホテル業、不動産業、保険代理店業、エンジニアリング業

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市
東京事務所	東京都中央区

(注) 東京事務所は、2020年4月1日付で廃止しております。

② 子会社

名 称	事業所名	所在地	主要製品
ダイワボウ情報システム株式会社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 社	東京都品川区	
	支店・営業所	全国93拠点	
大 和 紡 績 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
株 式 会 社 オ ー エ ム 製 作 所	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東京都台東区	
	長 岡 工 場	新潟県長岡市	工作機械
ダ イ ワ ボ ウ ノ イ 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	東京オフィス	東京都中央区	
ダ イ ワ ボ ウ プ ロ グ レ ス 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	出 雲 工 場	島根県出雲市	産業用資材
	和 歌 山 工 場	和歌山県日高郡	産業用資材
	明 石 工 場	兵庫県明石市	工業用スポンジ
	益 田 工 場	島根県益田市	自転車用タイヤ
ダ イ ワ ボ ウ ポ リ テ ッ ク 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	播 磨 工 場	兵庫県加古郡	合織綿
	美 川 工 場	石川県白山市	不織布
カ ン ボ ウ プ ラ ス 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東京都中央区	
	福 井 工 場	福井県鯖江市	樹脂防水加工
ダ イ ワ ボ ウ レ ー ヨ ン 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	益 田 工 場	島根県益田市	レーヨン綿
ダ イ ワ ボ ウ ア ド バ ン ス 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東京都中央区	

名 称	事業所名	所在地	主要製品
株式会社オーム機械	本社	東京都台東区	
	大阪支店	大阪市	
	穴道工場	島根県松江市	自動機械
大和紡績香港有限公司	本社	中国	
蘇州大和針織服装有限公司	本社・工場	中国	衣料品
大和紡工業（蘇州）有限公司	本社・工場	中国	衣料品
ダイワボウ・ガーメント・インドネシア	本社・工場	インドネシア	衣料品
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	本社・工場	インドネシア	産業用織物
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	本社・工場	インドネシア	不織布

(注) 2020年4月1日付で大和紡績株式会社が吸収合併したダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社およびダイワボウポリテック株式会社の各事業所は、合併に伴い大和紡績株式会社の事業所となっております。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
5,654名	140名減

(注) 上記には嘱託社員を含めております。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	6,779
農林中央金庫	2,750
株式会社山陰合同銀行	2,500
株式会社みずほ銀行	1,995
株式会社三井住友銀行	1,625

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,271,292株
- (3) 株主数 11,572名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,494	7.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	929	4.84
ダイワボウ従業員持株会	691	3.60
3D OPPORTUNITY MASTER FUND	623	3.24
株式会社三菱UFJ銀行	616	3.20
第一生命保険株式会社	400	2.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	354	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	341	1.78
JP MORGAN CHASE BANK 385151	324	1.69
株式会社山陰合同銀行	313	1.63

(注) 持株比率は、自己株式 (42,086株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	阪 口 政 明	ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 株式会社オーエム製作所 取締役
代表取締役社長 社長執行役員	野 上 義 博	ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長
取締役 専務執行役員	佐 脇 祐 二	産業機械事業統括 株式会社オーエム製作所 取締役社長
取締役 専務執行役員	西 村 幸 浩	グループ本社担当 東京事務所、秘書室、監査室担当 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役
取締役 常務執行役員	斉 藤 清 一	繊維事業統括 大和紡績株式会社 取締役社長
取締役 常務執行役員	有 地 邦 彦	関連事業統括 経営企画室、知的財産室担当 経営企画室長 ダイワボウ情報システム株式会社 監査役 大和紡績株式会社 取締役 株式会社オーエム製作所 監査役
取締役 常務執行役員	松 本 裕 之	ＩＴインフラ流通事業統括 ダイワボウ情報システム株式会社 常務取締役
取 締 役	土 肥 謙 一	
取 締 役	中 村 一 幸	
常 勤 監 査 役	平 岡 好 信	大和紡績株式会社 監査役
監 査 役	藤 木 久	弁護士 佐川急便株式会社 監査役
監 査 役	植 田 益 司	公認会計士・税理士

- (注) 1. 2020年3月31日をもって、代表取締役会長 阪口政明氏は、辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はダイワボウ情報システム株式会社取締役、株式会社オーエム製作所取締役でありました。
2. 2020年3月31日をもって、代表取締役社長 野上義博氏は、辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はダイワボウ情報システム株式会社取締役社長でありました。
3. 2020年3月31日をもって、取締役 佐脇祐二氏は、辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は産業機械事業統括、重要な兼職は株式会社オーエム製作所取締役社長でありました。
4. 2020年3月31日をもって、取締役 斉藤清一氏は、辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は繊維事業統括、重要な兼職は大和紡績株式会社取締役社長でありました。
5. 2020年3月31日をもって、取締役 松本裕之氏は、辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当はＩＴインフラ流通事業統括、重要な兼職はダイワボウ情報システム株式会社常務取締役でありました。

6. 取締役 西村幸浩氏は、2020年4月1日付で当社代表取締役社長に就任し、グループ本社担当および東京事務所、秘書室、監査室担当を外れております。また、同氏は、2020年6月25日付でダイワボウ情報システム株式会社取締役を退任予定であります。
7. 取締役 有地邦彦氏は、2020年4月1日付で当社代表取締役専務取締役に就任し、担当を事業統括、グループ本社担当に変更しております。
8. 取締役 有地邦彦氏は、2020年3月31日付で大和紡績株式会社取締役を退任し、2020年4月1日付で同社監査役に就任しております。
9. 取締役 土肥謙一、中村一幸の両氏は、社外取締役であります。
10. 監査役 藤木 久、植田益司の両氏は、社外監査役であります。
11. 当社は、全ての社外取締役と社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
12. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。
13. 監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
(取 締 役) (うち 社 外 取 締 役)	10 (2)	120 (16)
(監 査 役) (うち 社 外 監 査 役)	4 (2)	27 (12)
合 計	14	148

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名ならびに監査役1名を含めております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役 藤木 久氏は、佐川急便株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況	出席状況
社外取締役	土肥 謙一	他の会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 17回/17回 (100%)
	中村 一幸	他の上場会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 17回/17回 (100%)
社外監査役	藤木 久	主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 16回/17回 (94%) 監査役会 13回/13回 (100%)
	植田 益司	主に公認会計士・税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 17回/17回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年4月23日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
- ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。
- ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
- ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、純粋持株会社として、取締役会の機能をグループ戦略の立案、業務執行の監督に特化し、グループ会社の取締役にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にすることにより、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
- ② 当社グループは、中期経営計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営戦略会議等において審議するとともに、当社およびグループ会社の取締役は、グループ戦略方針に立脚した具体的施策と業務規程に基づく業務遂行体制を決定する。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
- ② グループ会社は自ら業務運営の適正管理を実践するとともに、当社はそれらを監督する取締役を任命し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
- ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させるおそれのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
- (9) **当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役の仕事の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) **その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、グループ会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) **当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
 - ・法令遵守の基本となる「グループ規範」や「グループ企業行動憲章」などをまとめた「グループ理念体系」について、社内イントラネットへの掲載やカードにして携行させるなど、全役職員に対して周知徹底を行っております。
 - ・コンプライアンス委員会を6カ月に1回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取り組んでおります。
 - ・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、コンプライアンス委員会において報告しております。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ・「文書取扱規程」に基づき、文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・「リスク管理規則」に基づき、「経営リスク」「業務リスク」「環境・安全・品質リスク」について、それぞれの所管部門が専門的にリスク管理を行っております。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
 - ・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。

- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ・ 監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
 - ・ 監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、報告を受けております。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (10) **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・ 監査役は、会計監査人との連携により定期的に業務監査を実施するとともに、グループ会社に出向いて業務執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案のなかには、その目的等からみて、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいいがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、1941年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粹持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

② 中期経営計画

当社は2018年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」第三次計画をスタートさせました。本中期経営計画では新たな基本コンセプトとして、「ITインフラを主軸に、生活関連・産業分野での幅広い社会貢献型の経営を目指す」を掲げ、新たな成長ステージを目指す事業展開とグループ全体の収益基盤の強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2009年6月26日開催の第99回定時株主総会で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を承認いただき、その後の定時株主総会で二度にわたり継続導入を承認いただいておりますが、2018年6月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しております。

(4) 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

上記(2)および(3)で述べた取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記(1)の会社の支配に関する基本方針および株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	276,285	流 動 負 債	192,514
現金及び預金	31,600	支払手形及び買掛金	158,067
受取手形及び売掛金	196,390	短期借入金	12,608
商品及び製品	33,341	未払法人税等	4,362
仕掛品	3,468	賞与引当金	3,279
原材料及び貯蔵品	1,731	役員賞与引当金	145
その他	9,905	製品保証引当金	122
貸倒引当金	△151	その他	13,929
固 定 資 産	52,527	固 定 負 債	31,558
有形固定資産	39,522	長期借入金	19,027
建物及び構築物	8,597	繰延税金負債	712
機械装置及び運搬具	9,268	退職給付に係る負債	8,251
土地	19,651	預り保証金	2,567
その他	2,005	その他	999
無形固定資産	3,403	負 債 合 計	224,072
のれん	387	純 資 産 の 部	
その他	3,016	株 主 資 本	104,620
投資その他の資産	9,601	資本金	21,696
投資有価証券	5,553	資本剰余金	7,863
退職給付に係る資産	317	利益剰余金	75,177
破産更生債権等	140	自己株	△116
繰延税金資産	1,183	その他の包括利益累計額	△772
その他	2,578	その他有価証券評価差額金	971
貸倒引当金	△171	繰延ヘッジ損益	16
資 産 合 計	328,813	為替換算調整勘定	△1,149
		退職給付に係る調整累計額	△612
		非支配株主持分	892
		純 資 産 合 計	104,741
		負 債 、 純 資 産 合 計	328,813

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

		百万円	
売上	944,053		
売上費用	862,577		
営業利益	81,476		
上場外	48,634		
営業外利益	32,841		
受取利息	19		
受取配当	196		
販売支	459		
持分による	75		
その他	406		1,158
営業外費用			
支払利息	247		
その他	557		804
経常利益	33,195		
固定資産売却益	123		
その他	13		137
特別損失			
固定資産除売却損失	292		
減損	1,911		
その他	103		2,308
税金等調整前当期純利益	31,024		
法人税、住民税及び事業税	9,060		
法人税等調整額	668		9,728
当期純利益	21,295		
非支配株主に帰属する当期純利益	117		
親会社株主に帰属する当期純利益	21,178		

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	17,663	流 動 負 債	36,591
現金及び預金	13,471	短期借入金	33,514
前払費用	13	未払金	660
未収入金	3,991	未払費用	23
その他	186	未払法人税等	2,257
		未払消費税等	55
		前受金	20
		預り金	26
		賞与引当金	33
固 定 資 産	93,113	固 定 負 債	15,971
有 形 固 定 資 産	117	長期借入金	11,457
建物	9	繰延税金負債	3,840
車両運搬具	0	退職給付引当金	634
工具器具及び備品	107	その他	39
無 形 固 定 資 産	25	負 債 合 計	52,562
電話加入権その他	25	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	92,970	株 主 資 本	58,189
投資有価証券	1,346	資 本 金	21,696
関係会社株式	78,472	資 本 剰 余 金	8,591
出 資 金	3	資本準備金	8,591
関係会社出資金	427	その他資本剰余金	0
長期貸付金	12,699	利 益 剰 余 金	28,017
その他	51	利益準備金	274
貸倒引当金	△30	その他利益剰余金	27,743
		繰越利益剰余金	27,743
		自 己 株 式	△116
資 産 合 計	110,776	評 価 ・ 換 算 差 額 等	24
		その他有価証券評価差額金	24
		純 資 産 合 計	58,213
		負 債 、 純 資 産 合 計	110,776

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

		百万円		
営	業	収	益	10,959
営	業	費	用	1,278
営	業	利	益	9,680
営	業	外	収	
	受 取 利 息 及 び 配 当 金			229
	そ の 他			17
営	業	外	費	
	支 払 利 息			138
	そ の 他			40
経	常	利	益	9,748
特	別	損	失	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損			32
	事 業 整 理 損			175
税	引	前	当	
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			△847
	法 人 税 等 調 整 額			1,332
当	期	純	利	
			益	9,056

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小川佳男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小川佳男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 平岡好信 ㊟

社外監査役 藤木久 ㊟

社外監査役 植田益司 ㊟

以上

(× ㄷ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図



会場

国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
 大阪市中央区大手前2丁目1番2号

最寄駅

地下鉄谷町線「天満橋駅」徒歩3分
 京阪電車「天満橋駅」徒歩6分

※株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、昨年より取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

